

## 徳島県豊かな森林を守る条例（仮称）の骨子案に係る パブリックコメントの募集結果

1 募集期間 平成25年10月18日（金）～11月15日（金）

2 意見提出者数及び件数 9名, 18件

①条例全体に関すること	8件
②基本となる施策及び規制に関すること	4件
③その他	6件

### 3 御意見の概要と考え方について

#### ①条例全体に関すること

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	骨子(案)の内容に賛同致します。小規模な森林所有者が大半を占める本県では、早急な措置が必要だと考えます。	趣旨に御賛同いただきありがとうございます。 議会では、条例を制定することによって、森林の重要性を再認識いただくとともに、県、市町村、森林所有者及び事業者がそれぞれの立場を理解し、役割を果たすことにより、森林保全の取組が更に推進されるよう期待しているところです。
2	徳島県豊かな森林を守る条例の骨子(案)に賛成いたします。 【同趣旨の意見 ほか3件】	
3	貴重な水資源の保全に重要な役割を果たす森林を、外国資本の買収や無茶な開発から未然に防ごうとする、この条例は素晴らしいと思います。しかし、日本の商社やブローカーが複数関わった場合、この条例がどれほどの抑止効果があるのでしょうか。	これまでは、土地取引の情報や実態を事前に把握する手段がなく、売買後の届出に基づく事後的な対応にとどまっていたが、この条例によって森林の取引が事前に把握できるようになり、行政による監視の目が厳しくなることで、目的が不明な取引がしにくくなる環境ができると考えております。
4	条例案にはおおむね賛成であるが、これがきっちりと監視され実行されることが大切である。 土地所有権等の移転の届出や小規模林地開発等の届出が行われているか確認する体制を作るべき。	御意見の趣旨につきましては、今後の条例運用の参考とするよう、県の関係部局にお伝えします。
5	条例制定の必要性、目的、基本理念に関しまして賛同致しますが、目的の「関係者の責務を明らかにする」の部分と、基本理念の「それぞれの立場を理解し、役割を果たす」という部分がぼやけてあいまいで弱い感じがします。	御指摘の事項については、条例案第4条(県の責務)、第6条(県民の責務)、第7条(森林所有者等の責務)及び第8条(事業者の責務)で関係者の責務について、また、第5条(市町村との連携等)に市町村との連携・協力について規定し、それぞれの立場と役割を明示いたします。

②基本となる施策及び規制に関すること

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	<p>施策や規制に関しては、これで森林が守れるのか、何かがあって、それに対してダメという勧告、命令をするというのでは、後手に回ってしまうと思います。</p>	<p>条例で規定する特定の区域については、小規模林地開発の行為の制限を規定するとともに、開発行為を行う場合は事前に届け出なければならないこととしています。</p>
7	<p>約8割にも及ぶという私有林をいかに管理していくかが重要であると思いますので、「協働管理」の部分の具体的な施策の記述がもっと必要なのではないかと思います。</p>	<p>御指摘の事項につきましては、条例案第10条（協働管理）において施策の方向性を規定します。今後の具体的な施策の展開につきましては、県が条例を運用する中で対応していくこととなります。</p>
8	<p>立木の伐採の制限については、現在の保安林制度並みの制限とし、監視を厳しくすること。</p>	<p>森林管理重点区域のうち特定の区域につきましては、保安林制度並みに皆伐する場合の面積の上限を設定することとしていますが、その他の地域におきましては、林業生産活動により健全な森林を守る方針から、当条例において特に制限を設けておりません。</p>
9	<p>森林管理重点地域の指定には、所有者の同意が必要と考えるが、制限が伴うものであるため、所有者にとっての利点も必要ではないか。</p>	<p>地域指定の進め方については、今後、県において検討が行われる予定ですが、特定の区域の指定については、土地所有者の同意に努めることが必要と考えております。また、所有者にとっての利点が必要との御意見は、今後の施策展開の参考として、県の関係部局にお伝えします。</p>

③その他（徳島県豊かな森林を守る条例（仮称）策定検討委員会における議論に対する意見）

No. 10～No. 15は、平成25年3月4日第1回徳島県豊かな森林を守る条例（仮称）策定検討委員会議事録の内容についての御意見ですので、当該検討委員会から次の御意見を頂いております。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
10	<p>平成25年3月4日第1回徳島県豊かな森林を守る条例（仮称）策定検討委員会議事録にある「外国人に対して規制は困難」とはどういう意味なのか。東南アジアでは外国人の土地所有は禁止している法律があると聞くが、間違いなのか。</p> <p>また、これに関連する国内法と国際法をお教え願いたい。</p>	<p>日本においては、大正14年に制定された「外国人土地法」によって、国防上必要な土地の取得を制限することができますが、戦後発動された例はありません。</p> <p>また、WTO諸協定のうち、外国人による土地取得の規制に関わるのは、「サービスの貿易に関する一般協定」（GATS）ですが、我が国は、自由貿易推進の立場から、幅広い自由化を進めており、土地取得において内外無差別を基本としております。（最恵国待遇を約束している。）</p> <p>このことから、外国人や外国資本であることを理由にした森林売買の規制はできないとの見解を示しています。</p>
11	<p>既に、ある市町村に於いては水源地の伴う森林の公有地化を進めているところがあるが、ご承知か。</p>	<p>水源地の公有地化に取り組む自治体は増加しており、県内においても県の補助などにより数市町村で公有林化を進めています。さらに、条例案第11条（公的管理）においても、地方公共団体等による森林の取得及び管理を推進することを規定しています。</p>
12	<p>この作ろうとしている条例の抛り所とする法律はあるのか、関連する法律も含めて教えて欲しい。</p>	<p>関連する法律としては、国土利用計画法及び森林法があり、新たな森林所有者の事後届や林地開発等について規定されています。</p>
13	<p>市町村による公有地化は謳われているが、この財源はどうなるのか。</p>	<p>市町村の事業は市町村の財源でまかなうことが基本ですが、現在は「とくしま豊かな森づくり推進事業」などにより市町村の森林取得を支援しており、条例案第11条において、県としても市町村の公有林化を推進することを規定しています。</p>
14	<p>検討委員会は傍聴できるのか。</p>	<p>条例策定検討委員会は、第2回以降、指定に関する個人情報や罰則に関する内容を協議するため非公開で開催しています。</p>
15	<p>第1回徳島県豊かな森林を守る条例策定検討委員会の議事録の意見交換にあるように、農地もそうであるが、森林の管理が実に困難になってきている状況がよく現れている。これは“儲かる”だけの経済観念では、無理であることがはっきりしてきた。コペルニクスの発想の転換が要請されている。</p>	<p>御意見で頂きましたように、森林はこれまで林業活動により管理されてきましたが、木材価格の下落や後継者不足等により今後の適正な管理が危惧されております。</p> <p>また、森林には水源のかん養や県土の保全機能など経済面だけでなく多様な機能があり、私たちの生活に様々な恩恵がもたらされています。</p> <p>このことから、本条例の施行により、様々な森林の管理形態に合わせ、受託や協働などの手法により森林を適正な状態で次世代へ引き継ぎたいと考えています。</p>